

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成21年8月13日(2009.8.13)

【公開番号】特開2009-11233(P2009-11233A)

【公開日】平成21年1月22日(2009.1.22)

【年通号数】公開・登録公報2009-003

【出願番号】特願2007-176522(P2007-176522)

【国際特許分類】

A 01B 33/08 (2006.01)

A 01B 33/02 (2006.01)

【F I】

A 01B 33/08 A

A 01B 33/02 A

【手続補正書】

【提出日】平成21年6月29日(2009.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

原動部を装備した上部ケースから下向きに、動力伝達用伝動ケースと、クラッチ操作用伝動ケースとを互いに前後に位置する状態で延設し、前記動力伝達用伝動ケース及びクラッチ操作用伝動ケースの下部ケース部分同士を、出力伝動ケースで連結し、

前記出力伝動ケース内にサイドクラッチ機構と出力伝動軸を収納配置し、

前記動力伝達用伝動ケースに、前記出力伝動ケース内の出力伝動軸に対する動力用伝動軸を内装し、前記クラッチ操作用伝動ケースに、前記出力伝動ケース内の前記サイドクラッチ機構に対する操作用伝動軸を内装してある歩行型管理機。

【請求項2】

クラッチ操作用伝動ケース内に装備した操作用伝動軸を内外二重軸構造に構成し、出力伝動ケースに内装された左右一対のサイドクラッチ機構のうちの一方のサイドクラッチに対して外側の操作用伝動軸による操作を伝達し、他方のサイドクラッチに対して内側の操作用伝動軸による操作を伝達するように構成してある請求項1記載の歩行型管理機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

〔構成〕

本発明における歩行型管理機の特徴構成は、原動部を装備した上部ケースから下向きに、動力伝達用伝動ケースと、クラッチ操作用伝動ケースとを互いに前後に位置する状態で延設し、前記動力伝達用伝動ケース及びクラッチ操作用伝動ケースの下部ケース部分同士を、出力伝動ケースで連結し、

前記出力伝動ケース内にサイドクラッチ機構と出力伝動軸を収納配置し、

前記動力伝達用伝動ケースに、前記出力伝動ケース内の出力伝動軸に対する動力用伝動軸を内装し、前記クラッチ操作用伝動ケースに、前記出力伝動ケース内の前記サイドクラ

ツチ機構に対する操作用伝動軸を内装してある点にあり、その作用効果は次の通りである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

〔作用効果〕

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

動力伝達する伝動機構を、原動部を装備した上部ケースから下向きに延出された動力伝達用伝動ケースに収納している。サイドクラッチ機構に対する操作連係機構を収納する為に、前記上部ケースから下向きにクラッチ操作用伝動ケースを延出した。

このように構成された動力伝達用伝動ケースとクラッチ操作用伝動ケースとを機体前後方向に位置する状態で配置するとともに、動力伝達用伝動ケースとクラッチ操作用伝動ケースとの下部同士を、サイドクラッチ機構と出力伝動軸とを収納した出力伝動ケースで連結した。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

〔構成〕

請求項2に係る発明の特徴構成は、クラッチ操作用伝動ケース内に装備した操作用伝動軸を内外二重軸構造に構成し、出力伝動ケースに内装された左右一対のサイドクラッチ機構のうちの一方のサイドクラッチに対して外側の操作用伝動軸による操作を伝達し、他方のサイドクラッチに対して内側の操作用伝動軸による操作を伝達するように構成してある点にある。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図1】

